

「岐阜県木造建築マイスター」認定要領

平成29年8月31日県流第386号
平成30年7月17日県流第317号一部改正
令和3年3月24日県流第745号一部改正
令和4年11月22日県流第458号一部改正
令和6年2月14日県流第657号一部改正

(趣旨)

第1条 近年、非住宅分野の建築物の木造化や木質化を求める動きが加速しているが、木造建築物の設計や建築を担う人材が不足しており、木造建築物に携わる建築士の養成や確保が求められている。

そこで、木造住宅または非住宅分野の建築物の設計に関して実務経験を有する建築士を対象に、非住宅分野の木造建築物についての技術・知識の向上を図るため研修を実施し、「岐阜県木造建築マイスター」(以下、「マイスター」という。)として認定することで、木造建築物に携わる建築士の養成や確保を図るとともに、県内の林業・木材産業の活性化を目指す。

(マイスターの活動)

第2条 マイスターは、次の活動を行うものとする。

- (1) 県民への県産材利用の普及・啓発
- (2) 県産材を活用した非住宅分野の建築物の木造化や木質化の提案・相談対応
- (3) 県産材利用推進活動に係る県との協働活動

(申請資格)

第3条 マイスター認定の申請資格は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 県内に現在居住している者又は岐阜県内に本社若しくは営業所がある法人等に属している者(個人事業主を含む。)
- (2) 県産材を利用した木造建築物(木造住宅を含む)に関わる提案や相談などの活動を行っているか、行おうとしている者
- (3) 建築士法に規定する建築士の資格を有する者
- (4) 「岐阜県木造住宅アドバイザー」(以下「アドバイザー」という。)に認定されている者又は非住宅分野の建築物の設計に10年以上従事した者
- (5) 県が作成し県民へ公開する認定者名簿に、連絡先等の個人情報公開を承諾する者

(認定方法)

第4条 知事は、前条の認定資格を有する申請者のうち、県が実施する岐阜県木造建築マイスター養成講座(以下「養成講座」という。)を修了した者をマイスターに認定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、非住宅分野の木造建築物の構造設計者としての実績を15件(うち2件は延べ床面積1,000m²以上)有する者は、養成講座の受講を免除する。
- 3 養成講座の修了とは、県が必要と定めた講座(コンペ課題の提出も含む)全ての受講が条件である。ただし、やむを得ない事情により一部講座が受講できなかった場合は、次年度に未受講の講座(コンペ課題の提出も含む)を受講した場合に限り、マイスターに認定することができるものとする。また、アドバイザーに認定されているも

のは一部講座の受講を免除することができる。

- 4 知事は、認定者に対し、別に定めるマイスター証及び認定証を交付するものとする。

(認定等申請)

第5条 養成講座の受講及び認定を受けようとする者は、岐阜県木造建築マイスター養成講座受講申込書兼認定申請書（別記様式1）を知事に提出するものとする。

(有効期間等)

第6条 認定の有効期間は、認定があった日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

- 2 マイスターの認定期間は3年間延長できるものとし、延長を希望する者は、有効期間満了の30日前までに岐阜県木造建築マイスター認定期間延長申請書（別記様式2）を知事へ提出するものとする。ただし、延長の条件として認定期間中、木造建築マイスターステップアップ研修を1回以上受講すること。
- 3 知事は、前項の申請を受理したときは、その申請者の県産材利用普及活動等の実施が認められる場合に、延長を認めるものとする。

(認定者名簿への登録・抹消・管理)

第7条 知事は、マイスターの氏名等を岐阜県木造建築マイスター認定者名簿（別記様式3）に登録する。

- 2 知事は、マイスターが次の各号に該当する場合には、認定を取り消し、認定証等を返還させるものとする。
 - (1) 認定の有効期間を経過した場合
 - (2) 第3条の規定による条件を満たさなくなった場合
 - (3) 認定者から認定取り消しの申し出があった場合
 - (4) 認定者が死亡した場合
 - (5) 認定者がマイスターとしてふさわしくない行為を行った場合
- 3 認定者名簿の管理は県産材流通課が行うものとする。

(変更の届出)

第8条 マイスターは、認定者名簿に記載された事項に変更があったときは、当該変更があった日から30日以内に、岐阜県木造建築マイスター認定者名簿の記載事項変更届（別記様式4）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の届により認定証等の記載内容に変更が生じた場合は、認定証等を再交付するものとする。

(マイスターの責務)

第9条 マイスターは、次の責務を負うものとする。

- (1) 公平かつ中立の立場で活動すること。
- (2) 活動の中で知り得た秘密等を他に漏らしてはならない。
- (3) 知識向上のため、県が開催する研修会等に積極的に参加すること。

(県の責務)

第10条 県は、マイスターの活動を円滑に進めるため、県民へマイスターの周知を図るとともに、マイスターに対して県産材に関する情報の提供等を行い、資質向上に協力するものとする。

(報告)

第11条 知事は、必要に応じてマイスターに活動状況の報告を求めることができる。

(その他)

第12条 この要領以外に必要な事項がある場合は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年8月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月22日から施行する。ただし、第6条第2項のただし書きの規定は令和4年度から認定及び延長をした者に適用する。

附 則

この要領は、令和6年2月14日から施行する。

岐阜県知事 様

岐阜県木造建築マイスター養成講座受講申込書兼認定申請書

「岐阜県木造建築マイスター」認定要領第5条の規定により、岐阜県木造建築マイスター養成講座受講及び認定を申請します。

記

ふりがな		公表の可否 ※1
氏名		
住所	〒	可・否
生年月日	(西暦) 年 月 日生 (満 才)	
所有資格	<input type="checkbox"/> 1級建築士 <input type="checkbox"/> 2級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 ※所有する資格にチェックし、資格証の写しを添付※2 ・その他資格 ※建築に関する資格を記入 <input type="checkbox"/> 岐阜県木造住宅アドバイザー (登録番号 号)	
職歴	非住宅分野の建築物の設計従事期間 年 月 (※アドバイザー以外の方は必ず記載)	
	勤務先: (名称) (住所) (HPアドレス:)	可・否
連絡先	住所 (自宅・勤務先) 〒	可・否
	TEL (自宅・勤務先)	可・否
	FAX (自宅・勤務先)	可・否
	電子メール (自宅・勤務先)	可・否
過去の 申込状況 (該当欄○)	・今回初めて ・以前にも申込 (平成 年度)	

※1 公表の可否欄について、どちらかに○を付けること。

ただし、連絡先は必ず1つ以上の項目を公表しなければならない。

※2 建築士の資格証の写しと、顔写真1枚(縦3.0cm×横2.4cm、裏面に氏名を記載)を添付すること。

なお、顔写真は縦横比4:3のデジタルデータの別途提出でも可とする。

別記様式2

年 月 日

岐阜県知事 様

氏 名

岐阜県木造建築マイスター認定期間延長申請書

「岐阜県木造建築マイスター」認定要領第6条第2項の規定により、岐阜県木造建築マイスターの認定期間を3年間延長したいので、申請します。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 3 活動実績（過去3年間）

	年度		年度		年度	
	公共	非公共	公共	非公共	公共	非公共
(1) 木造建築実績(非住宅)	棟	棟	棟	棟	棟	棟
うち、県産材活用	棟	棟	棟	棟	棟	棟
(2) 県産材に関する相談対応	件	件	件	件	件	件

(3) その他の県産材利用普及啓発活動

年度	月日	活動内容

4 連絡先（自宅か勤務先か、該当する方に○を記すこと）

勤務先名 (HPアドレス)	()		
住所 (自宅・勤務先)	〒		
TEL (自宅・勤務先)		FAX (自宅・勤務先)	
電子メール (自宅・勤務先)			

※ 顔写真1枚（縦3.0cm×横2.4cm、裏面に氏名を記載）を添付又は縦横比4:3のデジタルデータを別途提出すること。

5 県の木造建築推進にかかる課題・要望について（自由記述）

別記様式 4

年 月 日

岐阜県知事 様

認定番号
住 所
氏 名

岐阜県木造建築マイスター認定者名簿の記載事項変更届

岐阜県木造建築マイスター認定者名簿の記載事項が下記のとおり変更となりましたので、「岐阜県木造建築マイスター」認定要領第 8 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1 変更事項

変更前

変更後

2 変更が生じた日

年 月 日